



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所

☎0282 (22) 4131

国民年金保険料免除制度とは

経済的な理由等で、国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予される「保険料免除制度」があります。審査は、免除の申請期間に対応する前年の所得額により行います。全額免除、納付猶予及び一部免除に分かれますので、窓口でご相談ください。

全額免除制度

申請者ご本人と配偶者及び世帯主の方の所得が基準の範囲内である場合、保険料の全額が免除されます。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときを1とすると、将来の年金受給額が2分の1として計算されます。

納付猶予制度

50歳未満の方（学生を除く）で、本人と配偶者の前年所得が基準の範囲内（全額免除の所得基準と同じ）である場合、保険料の納付が猶予されます。

納付猶予された期間は、老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

全額免除・納付猶予となる所得の「めやす」

前年所得が次の計算式で計算した金額以下であること $(\text{扶養親族の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$

一部免除（一部納付）制度

保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除されます。一部免除は3種類あります。一部免除された期間は、保険料を全額納付したときを1とすると将来の年金受給額は以下のように計算されます。

- 4分の3免除 → 年金受給額の8分の5
- 半額免除 → 年金受給額の8分の6
- 4分の1免除 → 年金受給額の8分の7

※一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付しない場合、その期間の免除が無効（未納と同じ）となります。そのため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取れない場合がありますのでご注意ください。

一部免除となる所得の「めやす」

前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること

- 4分の3免除
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額免除
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4分の1免除
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

失業（退職）された方は、特例免除制度

失業（退職）の事実が生じた年の翌々年6月までの期間について利用できる制度で、失業（退職）された方の雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得から失業（退職）された方の所得を控除した額が一定額以下であれば承認されます。

■受付期間

令和2年7月から令和3年6月までの期間の免除等申請の受付は7月1日(水)から
※免除等の申請は、2年1か月前の月分までさかのぼって行うことができます。ただし、申請が遅れると、万一の際に障がい年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

■必要なもの

印鑑、年金手帳、雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証（失業した場合）
※公務員は退職の辞令

■申請先 市民課

法定免除制度

障がい基礎年金・障がい厚生（共済）年金を受けている方で障がい等級が1級または2級の方は、保険料の納付については法律によって免除されます。また、生活保護法による生活扶助を受けている方も対象となります。

■必要なもの

- 印鑑
- 年金手帳
- 障がい基礎年金、障がい厚生（共済）年金を受けている方は年金証書

■申請先 市民課